(19) **日本国特許庁(JP)**

再 公 表 特 許(A1) (11) 国際公開番号

W02006/137194

発行日 平成21年1月8日 (2009.1.8)

(43) 国際公開日 平成18年12月28日 (2006.12.28)

(51) Int.Cl.		FΙ		テーマコード(参考)
HO1L 21	/027 (2006.01)	HO1L 21/30	572B	2H096
HO1L 21	/304 (2006.01)	HO1L 21/304	647A	5 F O 4 6
G03F 7	/42 (2006.01)	HO1L 21/304	648F	5 F 1 5 7
		GO3F 7/42		

		審査請求	未請求	予備審查	請求	未請求	(全	12 頁)
出願番号 (21) 国際出願番号 (22) 国際出願日 (31) 優先權主張番号 (32) 優先日 (33) 優先權主張国	特願2007-522197 (P2007-522197) PCT/JP2006/304233 平成18年3月6日 (2006.3.6) 特願2005-181345 (P2005-181345) 平成17年6月22日 (2005.6.22) 日本国 (JP)	(71) 出願人 (72) 発明者 (72) 発明者 F ターム (参	東新愛合飯愛合考) 京妻知成沼知成 2 H0 5 F0	成港裕名式知名式对西 屋社 屋社 屋社	橋1丁港区船	見町 1 見町 1 BA10 BB66 BF32 DC83	番地の番地の	1 東亞 1 東亞 LA25 BB79 CF99 DC85

(54) 【発明の名称】基体表面上の有機被膜の除去方法および除去装置

(57)【要約】

剥離液を交換することなく半導体用ウェハーまたは液晶用基板など基板表面上のフォト レジスト被膜を該基板上より除去する方法を提供する。

1分子に酸素を2以上有する有機環状化合物、例えば炭酸アルキレンを主成分とする剥 離液を、該基体表面上のフォトレジスト被膜に接触させて該被膜を除去した後、剥離液に 含まれる該被膜成分を限外濾過処理することにより剥離液から取り除き、該被膜成分を取 り除いた剥離液を基体表面上の有機被膜の除去に循環再使用する。剥離液の新液を導入し かつ処理後の剥離液を導入する混合剥離液貯槽と、混合剥離液貯槽手段から剥離液を接触 槽に供給する手段と、接触槽から排出された剥離液を導入する膜濾過装置と、膜濾過装置 から排出された剥離液を循環させて混合剥離液貯槽に戻す手段とを有する、有機被膜を有 する基体表面の有機被膜の除去装置を提供する。

本発明の除去方法は経済性や安全性に優れており、環境にも悪影響を及ぼさない。

【特許請求の範囲】

【請求項1】

剥離液を基体表面上の有機被膜に接触させて有機被膜を除去した後に、剥離液に含まれる有機被膜由来の成分を膜濾過処理することにより剥離液から取り除き、有機被膜由来の成分を取り除いた剥離液を必要に応じて基体表面上の有機被膜の除去に再使用する有機被膜の除去方法。

【請求項2】

剥離液が1分子中に酸素を2以上有する有機環状化合物を主成分とする請求項1に記載の 有機被膜の除去方法。

【請求項3】

10

剥 離 液 が 炭 酸 ア ル キ レ ン を 主 成 分 と す る 請 求 項 1 ~ 2 の い ず れ か に 記 載 の 有 機 被 膜 の 除 去 方 法 。

【請求項4】

剥離液が炭酸エチレン、炭酸プロピレン、または炭酸エチレンと炭酸プロピレンとの混合物を主成分とする請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の有機被膜の除去方法。

【請求項5】

膜濾過が限外濾過である請求項1~4のいずれかに記載の有機被膜の除去方法。

【請求項6】

- A.剥離液の新液を貯蔵する貯槽と、
- B . 剥離液の新液を導入しかつ処理後の剥離液を導入する混合剥離液貯槽と、
- C. 混合剥離液貯槽手段から剥離液を接触槽に供給する手段と、
- D. 有機被膜を有する基体を収容する基体ホルダーと、
- E. 基体ホルダーから有機被膜を有する基体を取り出して接触槽に導入し、接触槽内において、基体の有機被膜を有する表面に剥離液を接触させて、有機被膜を剥離液に溶解させて、有機被膜を基体表面から除去し、有機被膜が除去された基体を接触槽から引き上げる手段と、
- F. 有機被膜を溶解する剥離液を接触槽から排出する手段と、
- G.接触槽から排出された剥離液を導入する膜濾過装置と、
- H . 膜濾過装置から排出された剥離液を循環させて混合剥離液貯槽に戻す手段と

を有することを特徴とする、有機被膜を有する基体表面の有機被膜の除去装置。

【請求項7】

膜濾過装置が限外濾過膜装置である請求項6に記載の有機被膜の除去装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、電子デバイス用基板等の表面清浄化を目的とする、基体表面上に付着する有機被膜の除去方法、および除去装置に関するものである。具体的には、本発明は、特に半導体用ウェハーまたは液晶用基板などの加工に際して使用するフォトレジスト被膜の除去に有用な剥離液を用いたフォトレジスト被膜の除去方法、および除去装置に関するものである。

【背景技術】

[0002]

酸化膜やポリシリコン膜の微細加工に使用したフォトレジストの除去には、従来より剥離液を使用する方法が知られている。かかる剥離液として、苛性ソーダや苛性カリ等の無機強アルカリ水溶液、硫酸および過酸化水素の混合物、IPA(イソプロピルアルコール)やNMP(N・メチルピロリドン)等の有機溶剤、モノエタノールアミンやTMAH(テトラメチルアンモニウムハイドライド)等の有機塩基物質、等が用いられてきた。

[0003]

し か し 、 こ れ ら の 剥 離 液 を 用 い た 剥 離 方 法 で は 、 剥 離 液 自 体 の 危 険 性 や 有 害 性 が 無 視 で

20

30

40

(3)

きないばかりでなく、使用済み剥離液にはフォトレジスト樹脂が混入しレジスト剥離能力が低下するため、剥離液の再利用が難しいことから、廃棄せざるを得ず、廃棄物が多量に 発生して環境を汚染するいという問題があった。

[0004]

このような問題の解決策として、フォトレジストが混入した剥離液を再生使用するため、オゾン処理による方法が提案されている。例えば、酢酸および/またはプロピオン酸からなる剥離液にオゾンを作用させることにより、剥離液中の有機物のみを選択的に分解することで剥離液を再生する方法が開示されている(特開2001-345304号公報)。また、炭酸エチレン及び/または炭酸プロピレンよりなる剥離液をオゾン処理し、剥離液を再生利用する方法が開示されている(特開2003-330206号公報)。特に、炭酸エチレンおよび/または炭酸プロピレンよりなる剥離液は、オゾン処理による分解が殆どなく、オゾン処理によって有機被膜由来の成分のみを選択的に分解させることができるため、剥離液が循環再利用できる剥離プロセスが構築でき、このプロセスを実施するための剥離装置も幾つか開示されている(特開2003-305418号公報)。

[0005]

【特許文献 1 】特開 2 0 0 1 - 3 4 5 3 0 4 号公報

【特許文献2】特開2003-330206号公報

【特許文献3】特開2003-305418号公報

[0006]

しかし、オゾン処理においてはすべての有機被膜由来の成分が水と炭酸ガスにまで完全酸化されるのではなく、一部はカルボン酸及びそのエステルとなって剥離液中に残ることが判っている。このようなカルボン酸やそのエステルは、剥離装置の材質に悪影響を及ぼす可能性があり、さらに剥離液が有機被膜を剥離する速度も低下させることが判明した。

【発明の開示】

[0007]

本発明の目的は、剥離液中に有機被膜のフレークや分解成分が蓄積しないため、有機被膜の剥離速度を低下させないで長期間に渡る剥離液の繰返し再使用が可能であって、剥離装置の材質にも悪影響を及ぼさない有機被膜の除去方法及び除去装置を提供するものである。

本発明によれば、オゾン処理によるこのような欠点をなくす為、オゾン処理を用いないで、有機被膜由来の成分を含む剥離液を膜濾過で処理することにより、有機被膜由来の成分の除去が可能である。

[00008]

本発明によれば、剥離液を基体表面上の有機被膜に接触させて有機被膜を除去した後、 剥離液に含まれる有機被膜由来の成分を膜濾過処理することにより剥離液から取り除き、 有機被膜由来の成分を取り除いた剥離液を必要に応じて基体表面上の有機被膜の除去に再 使用する有機被膜の除去方法を提供する。

[0009]

また、本発明によれば、

- A.剥離液の新液を貯蔵する貯槽と、
- B.剥離液の新液を導入しかつ処理後の剥離液を導入する混合剥離液貯槽と、
- C. 混合剥離液貯槽から剥離液を接触槽に供給する手段と、
- D. 有機被膜を有する基体を収容する基体ホルダーと、

E. 基体ホルダーから有機被膜を有する基体を取り出して接触槽に導入し、接触槽内において、基体の有機被膜を有する表面に剥離液を接触させて、有機被膜を剥離液に溶解させて、有機被膜を基体表面から除去し、有機被膜が除去された基体を接触槽から引き上げる手段と、

- F. 有機被膜を溶解する剥離液を接触槽から排出する手段と、
- G.接触槽から排出された剥離液を導入する膜濾過装置と、

10

20

30

40

H . 膜濾過装置から排出された剥離液を循環させて混合剥離液貯槽に戻す手段と を有することを特徴とする、有機被膜を有する基体表面の有機被膜の除去装置も提供する

【図面の簡単な説明】

[0010]

【図1】本発明の有機被膜の除去装置の例を示す全体図である。

【発明を実施するための最良の形態】

[0011]

本発明の基体表面上の有機被膜の除去方法は、以下の工程を含んでいる。

(1)剥離液を基体表面上の有機被膜に接触させて有機被膜、例えばレジスト膜を剥離、除去する工程;

(2)剥離、除去された有機被膜由来の成分を溶解および/または分散した剥離液を、次いで膜濾過装置に導入し、濾過処理して剥離液より有機被膜由来の成分を濾別する工程; (3)膜濾過処理した後の剥離液を再度、基体表面上の有機被膜の剥離、溶解に再使用する工程。なお、剥離液を再利用する際には、全工程を通して、剥離液の減損が生じるため、新しい剥離液を工程に補給するのが好ましい。

[0012]

本発明において用いる剥離液は、1分子中に酸素を2以上有する有機環状化合物を主成分とするものが好ましい。ここで主成分とは、1分子中に酸素を2以上有する有機環状化合物が剥離液の50重量%以上含有する場合をいう。

[0 0 1 3]

1分子中に酸素を2以上有する有機環状化合物としては、炭酸エチレン、炭酸プロピレンなどの炭酸アルキレン類、ジオキサン、トリオキサン等の環状エーテル類、 - プロピオラクトン、 - カプロラクトン、 - ラウロラクトン、 - バレロラクトン等のラクトン類を例示することができる。中でも、沸点や引火点が高いことおよび毒性の少ない点から、炭酸アルキレンが好ましい。有機被膜に対する溶解性が大きい点から、炭酸エチレンおよび/または炭酸プロピレンが好ましい。

[0014]

1分子中に酸素を2以上有する有機環状化合物とともに使用する液体は、沸点が60以上のものが好ましい。かかる液体としては、エタノール、イソプロパンールなどのアルコール類、ポリエチレングリコールなどのエーテル類、トルエン、キシレンなどの芳香族炭化水素類、水などが例示される。

1分子中に酸素を2以上有するの有機環状化合物は、有機被膜の剥離性と剥離液の安全性の点から、剥離液中に70重量%以上占めることが好ましく、90重量%以上がより好ましい。

[0015]

かかる剥離液は、レジスト等の有機被膜の溶解性を更に高めるため、加温して使用することができる。使用温度の範囲は 2 0 0 以下であり、引火点以下の使用を考慮して、好ましい使用温度は 3 0 ~ 1 5 0 である。

[0016]

剥離液を基体表面上の有機被膜に接触させる方法として、有機被膜の付いた基体を剥離液に浸漬して溶解する方法、基体上の有機被膜に剥離液をスプレーして洗い流す方法、剥離液の蒸気中に有機被膜の付いた基体を晒す方法等を例示することができる。基体上の有機被膜に剥離液をスプレーして洗い流す方法については、例えば特開2003-203856号公報に記載されている。

[0017]

本発明で剥離する有機被膜は、もっぱら電子材料用基板のフォトリソグラフィエ程で最後は不要となるフォトレジストである。すなわち、ポジ型レジストとしてノボラック樹脂系、ネガ型レジストとして環化ポリイソプレン系を挙げるがことができる。

本発明で言う「有機被膜由来の成分」とは、上述した有機被膜のフレーク、有機被膜を

20

10

30

40

構成する樹脂や架橋剤等を含む意味である。

[0018]

該剥離液を使用すれば、基板表面上の有機物であるジオクチルフタレート(DOP)等の 油膜も簡単に除去することができ、同時にこれらの油膜で表面に固着している汚染微粒子 も除去できる。その他、機械加工後の基体表面上の加工油等の油膜や金属表面の塗膜等の 除去にも適している。

[0019]

なお、通常は処理液を加熱して除去処理を行うが、基体の性質上、室温か僅かな加温条 件下で処理を行う必要がある場合にも使用することができる。炭酸エチレンを使用する場 合は、融点である35 以上の温度で好適に使用可能である。

[0020]

本発明によれは、基体表面上の有機被膜、例えば、従来アッシングが必要であったイオ ン注入レジスト膜等を極めて短時間かつ効率的に除去することができるとともに、高沸点 でかつ毒性の少ない剥離液を長時間に渡り繰返し再利用できるため、経済性や安全性にも 優れており、環境にも悪影響を及ぼさない。

[0021]

本発明では、基体表面上の有機被膜を剥離、除去するのに使用した剥離液を再利用する ために、剥離、除去された有機被膜由来の成分を溶解および/または分散した剥離液を、 次いで膜濾過装置に導入し、濾過処理して剥離液より有機被膜由来の成分を濾別する。有 機 被 膜 由 来 の 成 分 を 除 く こ と に よ り 、 剥 離 液 は 、 基 体 表 面 上 の 有 機 被 膜 剥 離 性 能 を 回 復 し 、何回も再利用することが可能になる。

[0022]

本発明において使用する膜濾過は、ミクロフィルター、限外濾過、逆浸透、透析を含む。 この中で、有機被膜由来の成分の濾過による除去性、濾過速度、膜のコストの点から、限 外 濾 過 が 好 ま し い 。 限 外 濾 過 と は 、 5 n m ~ 0 . 2 μ m の 細 孔 径 を 有 す る 多 孔 質 膜 を 使 用 して分子量が数百から数十万の有機化合物や高分子化合物の分離をおこなう濾過方法の一 種 で あ り 、 通 常 モ ジ ュ ー ル 化 し た 限 外 濾 過 膜 を 使 用 し て 、 0 . 1 ~ 0 . 2 M P a 程 度 の 陽 圧または負圧下で濾過をおこなう。

[0023]

限外濾過膜は、表面がスキン層と多孔質層よりなる非対称構造を有しており、使用され る材質としては、ポリアクリロニトリル、塩化ビニル・アクリロニトリル共重合体、ポリ スルフォン、 ポリエーテルスルフォン、 ポリフッ化 ビニリデン、 芳香族 ポリアミド、 酢 酸 セルロ・ス等の高分子材料が知られている。剥離液に対する耐久性、高温での使用に耐え る点で、ポリアクリロニトリル、ポリエーテルスルフォン、ポリフッ化ビニリデンが好ま しい。上記の高分子材料以外にもセラミック膜も使用可能である。

[0 0 2 4]

限 外 濾 過 膜 の 性 能 は 、 膜 を 透 過 す る こ と が で き な い 最 小 の 溶 質 の 分 子 量 で も っ て 表 し 、 これを分画分子量と称し、これ以上の分子量のものは透過せず、以下のものは透過する。 係 る 限 外 濾 過 膜 は モ ジ ュ ・ ル 化 し て 使 用 さ れ る 。 膜 モ ジ ュ ー ル は 平 膜 型 、 中 空 糸 型 、 ス パイラル型等があり、使用温度や圧力により適宜選択して用いることができる。

[0025]

本 発 明 の 膜 モ ジュ ー ル の 限 外 濾 過 膜 の 分 画 分 子 量 は 、 1 , 0 0 0 ~ 3 0 0 , 0 0 0 の 範 囲が使用可能である。除去したいレジスト樹脂の分子量に合致したものを選定することが 好ましい。最適の分画分子量のモジュールが無い場合には、膜モジュールにアルカリ液を 通液することにより、モジュール自体の分画分子量サイズを微調整し最適化することが可 能である。

なお、膜モジュールの膜面積も処理効率に影響するため、所望の処理量に合わせた膜面 積のモジュールを選定することが好ましい。

[0026]

以下に例を挙げ本発明を詳細に説明するが、本発明は係る実施例に限定されるものでは

10

20

30

40

10

20

30

40

50

ない。

[0 0 2 7]

実施例

本実施例における有機被膜除去装置および除去方法の概要について以下に記す。

先ず、本発明の剥離液を循環させて基体表面の有機被膜を除去する装置を、添付図を参照しながら説明する。

[0028]

図1は、本発明の有機被膜の除去装置の例を示す全体図であり、剥離液の新液貯槽1に おいて、本発明の剥離液を調製して貯蔵する。剥離液を混合剥離液の貯槽2に供給する。 混 合 剥 離 液 の 貯 槽 2 か ら 剥 離 液 を 管 路 3 を 経 て 接 触 槽 4 に 供 給 す る 。 接 触 槽 4 に 剥 離 液 が 溜 ま っ た ら 、 基 体 ホ ル ダ ー 5 か ら 有 機 被 膜 を 有 す る 基 体 を 取 り 出 し て 接 触 槽 4 に 投 入 し て 、基体を剥離液中に浸漬させる。接触槽4において、接触槽4内の剥離液に、撹拌、振動 、動揺、バブリング等によって動きを与えるのが、有機被膜の除去速度を高めることから 有利である。特に、剥離液を撹拌することは、基体からの有機被膜の剥離を促進するば か り で な く 、 剥 離 し た 有 機 被 膜 を 微 細 化 し て 有 機 被 膜 由 来 の 成 分 に す る の を 助 成 し 、 か つ 剥 離 液 中 に 有 機 被 膜 由 来 の 成 分 を 均 一 に 溶 解 ま た は 分 散 さ せ る こ と か ら 、 続 い て 実 施 す る 膜濾過処理が容易に行なわれ、目詰まりの片よりも生じないことから、有利である。基体 表 面 上 の 有 機 被 膜 が 基 体 表 面 か ら 除 去 さ れ る の を 目 視 で 確 認 し た 後 に 、 基 体 を 剥 離 液 か ら 引き上げて接触槽 4 から出す。基体ホルダー 5 から有機被膜を有する基体を取り出して剥 離液中に浸漬させ、次いで基体を剥離液から引き上げる手段としては、基体をはさむこと ができる器具、例えばピンセット等を用いて手動で行なうことができる。また、このよう な操作を行なうことができる装置、例えば特開2003-203856号公報に記載され ているようなロボットアームを使用して手動で又は自動で行なうこともできる。次いで、 有機被膜由来の成分を含有する剥離液を管路6から排出して膜濾過装置7に導入する。こ こで、剥離液中に含有される有機被膜を濾別する。剥離液を膜濾過装置7に導入するため には、濾過膜を通過させるために圧力をかけて導入する必要がある。また、膜濾過装置7 は、有機被膜が濾過膜に徐々に詰まっていくため、膜の流入口と流出口との間の差圧が徐 々に上昇する。差圧が高くなって、剥離液が濾過膜を通過し難くなったときに、膜濾過装 置7の運転を中止して、濾過膜を交換するか又は再生処理を行なって再使用する。濾過膜 を再生する場合は、一般的には、通常の剥離液の流れと逆の方向から洗浄液(例えば、炭 酸エチレン(以下、ECと称す)等の溶剤)を圧力を掛けて濾過膜を通して捕捉物を除く 逆 洗 浄 を 行 な う の が 有 効 で あ る 。 有 機 被 膜 が 分 離 さ れ た 剥 離 液 を 管 路 8 か ら 排 出 し て 混 合 剥離液の貯槽2に循環させて戻す。有機被膜由来の成分を含有する剥離液を管路6から系 外 に 連 続 に 又 は 間 欠 に 一 部 抜 き 出 し て 、 か つ 剥 離 液 の 新 液 貯 槽 1 か ら 新 液 を 補 給 し て 循 環 する剥離液中の有機被膜由来の成分濃度が高くならないようにする。

[0029]

次に、本発明の剥離液を用いた有機被膜の除去方法を例示する。 実施例1

300mm×300mmサイズの液晶用ガラス基板の表面にフェノールノボラック系レジスト(東京応化製TFR-B)をスピンコーターで塗布し、110 で90秒プリベークした。このレジスト塗布済みの基板を600枚用意し、70 に保持して溶解させたEC10Lにそれぞれ30秒浸漬した後、40 の超純水でリンスするというレジスト剥離はを繰り返し行った。レジストの剥離は基板の1枚目から600枚目まで良好に行うことが出来た。600枚の基板を剥離処理した後のECは溶解したレジストにより濃い赤に着色した。その後この剥離液を以下の条件にて限外濾過処理を行った。限外濾過膜(UF)モジュールは旭化成製のALC-1050(中空糸タイプ、材質はポリアクリロニトリル、分画分子量は13,000、膜面積0.1m²)、液温60、モジュール入口圧力は0.19MPa、出口圧力は0.1 MPa。 限外濾過前後の剥離液をGPC測定したところ、限外濾過前の炭酸エチレン剥離液の剥離液中にはレジスト樹脂に依頼する高分子量成分のピークが観察されたが、限外濾過処理後のEC剥離液中には高分子量成分のピーク

は無くなり、またEC剥離液の色も無色になった。以上により限外濾過処理によりEC剥離液中の樹脂分が除去されたことが確認できた。また限外濾過処理したEC剥離液中をガスクロマトグラフ法による分析したところカルボン酸は検出されず、GC-MS法によってカルボン酸エステルも検出されなかった。更にこの剥離液を用いて同様の操作を5回繰り得したが問題なく剥離できた。なお、実施例に及び比較例において、基板の浸漬及び引き上げは、手動で実施した。

[0030]

比較例1

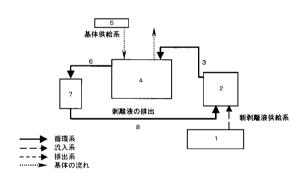
実施例と同様に基板600枚を処理し濃い赤色に着色したEC剥離液のオゾン処理を行った。オゾン処理の条件は、液温60 で、無声放電型オゾナイザー(小野田セメント工業製オゾンレックスOR・32)によりオゾン濃度200mg/Lの酸素ガスを3L/minで10分間バブリングした。バブリング後のECは無色透明になり、GPC分析したところオゾン処理前に存在したレジスト樹脂に由来する高分子量ピークがオゾン処理後には無くなった。しかしこの液をイオンクロマトグラフ法にて分析したところ、各種カルボン酸が合計で16.0重量%検出され、またGC-MS法によって各種カルボン酸エステルが15.6重量%検出された。更にこの剥離液を剥離に再利用したところ1回繰り返した時点で剥離速度が半分まで低下した。

【産業上の利用可能性】

[0031]

本発明は、電子デバイス用基板等の表面清浄化のために、基体上に付着する有機被膜を除去するために使用することができる。本発明は、半導体用ウェハーまたは液晶用基板などの加工に際して使用するフォトレジスト被膜を除去するのに有用であり、特に、超微細パターンデバイスでのレジスト剥離に適している。さらに、本発明は、基体上の油膜や塗膜等の一般的な有機被膜の除去に適用できるものである。

【図1】



10

【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT			International application No.			
			PCT/JP2006/30 4 233			
	ATION OF SUBJECT MATTER 7(2006.01), B01D61/14(2006.01)	, G03F7/42(2	2006.01),	H01L21/304		
According to Inte	ernational Patent Classification (IPC) or to both national	l classification and II	ec			
B. FIELDS SE	ARCHED					
Minimum docun B01D61/14	nentation searched (classification system followed by classification system followed by classification (COSF) in the control of the cost o	assification symbols) /304				
Jitsuyo		nt that such documentsuyo Shinan Troku Jitsuyo S	Toroku Koho	the fields searched 1996-2006 1994-2006		
Electronic data t	ease consulted during the international search (name of	data base and, where	practicable, search	n terms used)		
C. DOCUMEN	ITS CONSIDERED TO BE RELEVANT					
Category*	Citation of document, with indication, where app	propriate, of the relev	ant passages	Relevant to claim No.		
X Y	JP 2005-144351 A (Nomura Mic Ltd.), 09 June, 2005 (09.06.05), Claims; Par. No. [0060] (Family: none)	ro Science (Co.,	1-4 5-7		
X Y				1-4 5-7		
× Further do	cuments are listed in the continuation of Box C.	See patent far	mily annex.	1		
* Special cate; "A" document de be of particu "E" earlier applie date "L" document w cited to esta special reaso "O" document re	gories of cited documents: fining the general state of the art which is not considered to lar relevance ation or patent but published on or after the international filing thich may throw doubts on priority claim(s) or which is blish the publication date of another citation or other n (as specified) ferring to an oral disclosure, use, exhibition or other means blished prior to the international filing date but later than the	"T" later document produce and not in or the principle or the step when the document of part considered nove step when the document of part considered to in combined with or being obvious to	ter document published after the international filing date or priority ate and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention to the principle or theory underlying the invention occument of particular relevance; the claimed invention cannot be onsidered novel or cannot be considered to involve an inventive epowhen the document is taken alone occument of particular relevance; the claimed invention cannot be onsidered to involve an inventive step when the document is ombined with one or more other such documents, such combination sing obvious to a person skilled in the art occument member of the same patent family			
	al completion of the international search , 2006 (24.05.06)		ote of mailing of the international search report 06 June, 2006 (06.06.06)			
	ng address of the ISA/ se Patent Office	Authorized officer				
Facsimile No. Form PCT/ISA/21	0 (second sheet) (April 2005)	Telephone No.				

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

		PCT/JP2	/JP2006/304233	
(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT			
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relev	vant passages	Relevant to claim No.	
Y	JP 2003-167358 A (Nagase & Co., Ltd.), 13 June, 2003 (13.06.03), Par. Nos. [0016] to [0028], [0033] to [0 Fig. 1 & CN 1421398 A & US 2003/141246		6	
Y	JP 63-178888 A (Sumitomo Heavy Industri Ltd.), 22 July, 1988 (22.07.88), Page 2, lower left column, line 18 to lo right column, line 16; Figs. 3, 4 & CN 1421398 A & US 2003/141246	wer	5,7	
A	JP 9-34121 A (Hitachi, Ltd.), 07 February, 1997 (07.02.97), Full text; all drawings (Family: none)		1-7	

Form PCT/ISA/210 (continuation of second sheet) (April 2005)

国際出願番号 PCT/JP2006/304233 國際調査報告 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC)) Int.Cl. H01L21/027 (2006.01), B01D61/14 (2006.01), G03F7/42 (2006.01), H01L21/304 (2006.01) 調査を行った分野 調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC)) Int.Cl. B01D 61/14, G03F 7/42, H01L 21/027, H01L 21/304 最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922~1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2006年 日本国実用新案登録公報 1996-2006年 1994-2006年 日本国登録実用新案公報 国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、調査に使用した用語) 関連すると認められる文献 C 引用文献の 請求の範囲の番号 カテゴリー* 引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示 TP 2005-144351 A (野村マイクロ・サイエンス株式会社) 2005. X 06.09, 特許請求の範囲, 段落0060 (ファミリーなし) 5-7 Y JP 2003-330206 A (有限会社ユーエムエス) 2003.11.19, 特 х. 1-4許請求の範囲、段落 0 0 2 8, 0 0 4 1 - 0 0 5 1, 図 1 & CN 5-7 Y 1414610 A & JP 2003-203856 A & US 2003/108823 A1 & TW 584893 B & US 2004/076912 A1 JP 2003-167358 A (長瀬産業株式会社) 2003.06.13, 段落 Y ☑ C欄の続きにも文献が列挙されている。 □ パテントファミリーに関する別紙を参照。 の日の後に公表された文献 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示す 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって 出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論 もの 「E」国際出願目前の出願または特許であるが、国際出願日 の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明 以後に公表されたもの の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 日若しくは他の特別な理由を確立するために引用す 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに る文献(理由を付す) よって進歩性がないと考えられるもの 「O」ロ頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願目前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願 「&」同一パテントファミリー文献 国際調査報告の発送日 06.06.2006 24.05.2006 8605 2 M 特許庁審査官(権限のある職員) 国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 電話番号 03-3581-1101 内線 3274

様式PCT/ISA/210 (第2ページ) (2005年4月)

	国際調査報告	国際出願番号 PCT/JP20	06/304233
C (続き).	関連すると認められる文献		
引用文献の		け この関連士を第三の本二	関連する 請求の範囲の番号
カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するとき 0016-0028,0033-003 US 2003/141246 A1		間水の範囲の金方
Y	JP 63-178888 A (住友重機械工業株式会社 2 頁左下欄第 1 8 行一右下欄第 1 6 行, & US 2003/141246 A1		5, 7
A	JP 9-34121 A (株式会社日立製作所) 1 図 (ファミリーなし)	997.02.07, 全文全	1-7
,		•	
,			,
	-		
	,		
	•	·	
			,
	• •		· · · ·
			• .
	·		
			4
	•		[
	•		
], .			
		i	
	•	,	·
		•	
		·	· .

様式PCT/ISA/210 (第2ページの統き) (2005年4月)

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,NL,PL,PT,RO,SE,SI,SK,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LV,LY,MA,MD,MG,MK,MN,MW,MX,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT,RO,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,YU,ZA,ZM,ZW

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。